２　自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

３　法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受ける自動運行装置は、当該装置を備える自動車を前項の基準に適合させるものでなければならない。

（基準の緩和）

第六十七条　第五十五条の規定は、原動機付自転車について準用する。

２　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻（第二十六条の七―第三十一条の二）	第四章　自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻（第二十六条の七―第三十一条の二）
第四章の二　条件の付与（第三十一条の二の二）	（新設）
第五章～第八章　（略）	第五章～第八章　（略）
附則	附則
第四章の二　条件の付与	（新設）
第三十一条の二の二　法第四十一条第二項の条件（以下この条において単に「条件」という。）の付与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣（道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。	（新設）
一　申請者の氏名又は名称及び住所	（新設）
二　条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式	（新設）
三　自動運行装置が使用される場所、気象及び交通の状況その他の状況	（新設）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	（新設）
一　前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合するものであることを証する書類	（新設）
二　自動運行装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲	（新設）
３　国土交通大臣は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、条件の付与に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。	（新設）
４　国土交通大臣は、第一項の条件の付与の申請に係る装置が、第一項第三号に掲げる状況で使用されるものと仮定した場合において、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条に定める基準に適合すると認めるときは、条件を付するものとする。	（新設）
５　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四項の規定による条件の付与を取り消すことができる。	（新設）
一　当該条件の付与の取消しを求める申請があつたとき。	（新設）
二　不正の手段により付与を受けたとき。	（新設）